

(別添)

平成 27 年 7 月 30 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

中央最低賃金審議会
会長 仁田 道夫

平成 27 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

平成 27 年 7 月 1 日に諮問のあった平成 27 年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 平成 27 年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙 1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙 2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙 1 の 2 に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 政府において、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）及び「『日本再興戦略』改訂 2015」（同日閣議決定）に掲げられた好循環を生み出す経済運営のためにも、中小企業・小規模事業者の生産性向上をはじめとする中小企業・小規模事業者に対する支援等に引き続き取り組むことを強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

以上